

議案第55号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の13」に改める。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の13」を「100分の25」に、「100分の171.5」を「100分の165.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。